

バクスマー[®]点鼻粉末剤 3mg を処方された患者様とご家族の皆様へ

令和 6 年 1 月
日本イーライリリー株式会社

文部科学省等からの事務連絡発出のお知らせ

「学校等における重症の低血糖発作時の グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー[®]）投与について」

この度、令和 6 年 1 月 25 日付の文部科学省等からの事務連絡「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー[®]）投与について」（以下「本事務連絡」）により、学校等における児童等の重症低血糖発現時に、教職員等によるバクスマー[®]（以下、本剤）投与が可能となることについて、以下の通り示されましたのでお知らせします。

【事務連絡の概要】

本事務連絡は、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍する幼児、児童、生徒、学生又は学校等を利用する児童（以下「児童等」という。）が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、グルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー[®]）を自ら投与できない本人に代わって投与を行う事について、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課長に対して行った照会に対する回答（厚生労働省医政局医事課長通知 医政医発 0122 第 3 号 令和 6 年 1 月 22 日）に基づいています。

■ 文部科学省等からの照会事項および厚生労働省医政局医事課長からの回答（概要）

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍する幼児、児童、生徒、学生又は学校等を利用する児童（以下「児童等」という。）が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、本剤を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）違反とはならないと解してよいとされました。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。

- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

なお、厚生労働省医政局医事課長からの回答では、「一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います」と記載されております。

弊社では、学校・保育所等の関係者にバクスマーの使い方などを理解・確認していただくために、教職員または保育士などの教育現場の方向けにウェブサイトの新設して情報提供を行っております。

<https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-baqsimi/teacher>



お問い合わせ先：

窓口名	Lilly Answers リリーアンサーズ
電話番号	0120-245-970 ※ ¹ (一般の方・患者様向け)
	078-242-3499 ※ ² (一般の方・患者様向け)
受付時間	受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:30 ※ ³

※¹ 通話料は無料です。携帯電話からでもご利用いただけます。尚、IP 電話からはフリーダイヤルをご利用できない場合があります。

※² フリーダイヤルでの接続が出来ない場合、この電話番号にお掛けください。尚、通話料はお客様負担となります。

※³ 祝祭日および当社休日を除きます。